

原議保存期間30年
(平成51年12月31日まで)

警察庁丁運発第46号
平成21年5月11日
警察庁交通局運転免許課長

各管区警察局広域調整部長
各管区警察局総務監察・広域調整部長
警視庁交通部長
各道府県警察本部長
(参考送付先)

警察大学校交通教養部長
科学警察研究所交通科学部長
各方面本部長

大型自動二輪車免許及び小型限定普通自動二輪車免許に係る試験用車両の
基準の変更に伴う留意事項について

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令(平成21年内閣府令第28号)、
「運転免許技能試験実施基準の改正について」(平成21年5月11日付け警察庁
丙運発12号)により大型自動二輪車免許及び小型限定普通自動二輪車免許に係
る試験用車両の基準が変更され、本年5月11日から施行されることとなったが、
下記の事項に留意されたい。

記

1 新基準車両の導入について

今回の基準の変更は、旧基準車両の生産中止に伴い試験用車両の調達が可能
となったことによるものであり、直ちに新基準車両の導入を要するものでは
ない。

2 新基準車両と旧基準車両が混在する場合の措置について

今回の基準の変更により、当分の間、運転免許試験場及び自動車教習所にお
いて、新基準車両と旧基準車両が混在することとなる。しかしながら、新基準
車両と旧基準車両との間に運転に係る走行特性に差異がないことを走行実験で
確認しており、新基準車両の導入に伴って特別の措置を講ずる必要はない。

3 指定自動車教習所及び届出自動車教習所への周知について

今回の基準の変更に伴い、指定自動車教習所及び届出自動車教習所において
使用する技能検定車両や教習車両についても、新基準の試験用車両に準じたも
のを使用することができることとなるので、指定自動車教習所及び届出自動車
教習所に対して、周知を図ること。